

協賛事業推薦規程

第1条 この法人は、児童・生徒等の学校教育、家庭生活上価値が高く、広く利用促進普及させることが適当と認められる事業または物品を協賛し推薦する。

2 この規程は、事業または物品を協賛し推薦するために必要な事項を定める。

第2条 前条の目的達成のため、この法人に協賛事業推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3条 委員会は、会長の諮問に応じ、この規程の定めるところにより、事業又は物品の審査を行い、その結果を会長に答申する。

第4条 委員会は、会長が委嘱する5名以上8名以下の委員をもって構成する。

2 委員は、委員長及び副委員長の各1名を互選する。

3 委員の任期は、定款第13条第1項に準じる。

第5条 事業または物品の推薦期間は、原則として1年とする。

第6条 事業または物品の推薦を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める事項を記載した所定の申請書により会長に申請しなければならない。

- (1) 商品名
- (2) 推薦期間
- (3) 事業者(製造者)の住所氏名または名称
- (4) 販売者の住所・氏名または名称
- (5) 事業(製造開始年月日)
- (6) 規格及び特徴
- (7) 商品
- (8) 発売月日
- (9) 販売価格（オープン価格の場合には、予想される実売価格）

第7条 会長は、前条の申請を受けたときは委員会に諮問する。

第8条 委員会は、委員の2分の1以上の出席により開催する。

2 委員会は、出席委員の3分の2以上の賛成により推薦を決定する。

第9条 審査は、申請された事業または物品が児童生徒間の教育・生活上の価値及び安全を主とし、次の各号に定める基準により行う。

- (1) 教育用具・教育材料としてもすぐれたものであるか。
- (2) 教育設備として役立つものであるか。
- (3) 品質・デザインがよくて使い易く耐久性にすぐれているか。
- (4) 衛生的であり、子どもの成長に役立つものであるか。
- (5) 図書類にあたっては、知識及び情操教育に役立つものであるか。
- (6) 価格が市価に比較して適正であるか。
(オープン価格の場合には、予想される実売価格)
- (7) 各種法令、条例等に違反していないか。

- (8) 特許、実用新案、意匠登録、著作権等で係争中あるいは係争の恐れがないか。
- (9) 説明文等は理解しやすい記載であり、誇大又は虚偽の記載がないか。
- (10) 事業の実施または物品の使用について、安全性が十分に確保され、かつ、事故等の問題が発生した場合に説明責任が十分図れるよう配慮がなされているか。(物品の場合にはPL法に準拠するものとする)

第10条 推薦とならなかった事業または物品の審査結果は発表しない。

第11条 推薦料は、委員会において別途これを定める。

第12条 推薦を決定した後に第6条に定める事項に変更があった場合は、申請者はすみやかにその旨を法人に対し通告するほか、変更箇所、変更理由等を付して遅滞なく再申請しなければならない。

2 再申請がない場合は、変更後から推薦期間満了まで推薦を無効とする。

第13条 推薦料は、推薦を決定してから1カ月以内に遅滞なく納付しなければならない。

2 既に納付済みの推薦料は、いかなる事情があっても返還しない。

第14条 推薦を受けた事業又は物品に対しては、推薦料納付後に推薦決定通知書を交付する。

2 推薦決定通知書を受領した事業又は物品は、推薦期間中のみ「(公社)日本PTA全国協議会推薦」の字句を使用することができる。

第15条 この法人に関連する事業や広告媒体物等を通じた企業協賛金や広告料金等の取り扱いについては、この規程を準用する。

第16条 推薦を受けた事業または物品が、目的に反する行為又はこれを悪用したことが判明した場合は、警告又は推薦を取り消し公表することができる。

附 則

この規程は、昭和60年6月26日より施行する。

附 則

この規程は、平成10年5月19日より施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月20日より施行する。